

募 金 要 領

1. 事業名称
熊本大学教育学部附属中学校創立70周年記念事業
2. 事業目的
創立70周年を記念して、附属中の教育環境の充実を図る
3. 募金団体
国立大学法人 熊本大学
4. 募金の目標金額
5千万円
5. 募金の使途
附属中部室および屋外トイレ等の学校周辺設備の改修・新築
6. 募金の対象
後援会員（在校生保護者）、同窓会員（卒業生）、現・旧教職員、卒業生保護者、その他の個人・企業・団体関係者等
7. 募金の期間
平成29（2017）年10月～平成31（2019）年3月末まで
8. 希望寄附金額
個人： 一口 5千円
法人： 一口 5万円
(可能であれば、複数口のご協力をお願いいたします。一口未滿も歓迎します。個人・法人ともに税法上の優遇措置があります。)
9. 振込方法
①振込用紙 専用の「払込取扱票」により、郵便局からご送金ください。
※専用の払込取扱票は、熊本大学基金のホームページ(HP)からも取り寄せ可能です。
②熊本大学基金のHPよりクレジットカード払いによる申込みも可能です。
※熊本大学基金 HP: <http://www.kumamoto-u.ac.jp/kikin/moushikomi>
10. 口座番号
郵便局 口座番号 : 01750-9-82667
加入者名 : 熊本大学基金
※専用の「払込取扱票」を使用しない場合は「附属中学校創立70周年記念事業」とご記入下さい。
11. 寄付金の税法上の取扱い
ご寄付いただいた寄付金は、所得税法の寄付金控除の対象となる特定寄付金（第78条第2項第2号）、又は法人税法上の全額損金算入をみとめられる指定寄付金（第37条第3項第2号）として、下記の基準により税法上の優遇措置を受ける事ができます。
 - ・個人が支出した場合の寄付金の所得控除額は、総所得金額の40%を上限とした寄付金額について『寄付金額-2,000円』の額が所得から控除されます。
 - ・法人が支出した場合の寄付金は各事業年度の所得金額の計算上、全額損金の額に算入できます。
 - ・後日、熊本大学より寄付金受領証明書を送付いたします。
 - ・詳しくは熊大HP（<http://www.kumamoto-u.ac.jp/kikin/about>）をご参照ください。
12. 問い合わせ先
(記入方法など事務処理について)
熊本大学基金 基金事務室 電話番号(096)342-2029
(寄附内容について)
附属中教育後援会事務局メールアドレス 70jigy@gmail.com
附属中ホームページ <http://www.kumamoto-fuchu.ed.jp>